



Yamaichi  
Magazine  
Vol, 13



# TABLE OF CONTENTS

01 アルコールチェック  
の義務化

---

02 義務化の対象範囲

---

03 法改正のポイント

---

04 企業が準備すべきこと

---

05 アルコール測定結果の  
運用方法

---

06 まとめ

---

07 グルメ

---



## アルコールチェック義務化

2022年4月から改正道路交通法施行規則が順次施行され、業務上の飲酒運転を防ぐための法律が強化されます。そこで今回は、白ナンバー車のアルコール検知器使用の義務化や安全運転管理者の専任など、法改正の内容や、企業に必要な対策を解説します。



## 義務化の対象範囲

義務化の対象となるのは「安全運転管理者選任事業所」として規定されている企業や団体。乗用車であれば5台以上、定員11名以上の車両であれば1台以上保有している事業所が該当します。

(※原付を除く自動二輪車は、1台を0.5台として数えます。)



白ナンバー車のみならず、軽自動車(黄色ナンバー)や自動二輪車(原動機付自転車は対象外)も、台数にカウントされます。



## 法改正のポイント

法改正は段階的に行われ、「安全運転管理者の業務」にアルコール検査が追加されるというものです。

具体的な内容と施行時期は、以下の通りです。



2022年10月1日から4月時点よりも厳格な対応が求められ、安全運転管理者による運転者の酒気帯びの有無の確認を、アルコール検知器を用いて行うことが義務化となり、企業は早期に対応していかなければなりません。



## ● 2022年4月より施行

### 1.運転者の酒気帯びの有無の確認

運転者の運転前後の状態を目視などで確認します。

### 2.記録の保存

酒気帯びの有無について、1年間記録を保存します。



## ● 2022年10月より施行

### 1.運転者の酒気帯びの有無の確認

運転者に対して、アルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認が義務付けられます。

なお、酒気帯びの有無についての記録は、1年間保存します。

### 2.アルコール検知器の保持

常時有効に機能するアルコール検知器を保持することが求められます。

## ➤ 義務化に向けて...

白ナンバーのアルコールチェックが義務化するまでに企業がすることは3つあります。

- 安全運転管理者の選定
- 検査記録簿の準備
- アルコールチェッカーの導入





## 企業が準備すべきこと

法改正にあたり、対象条件に当てはまる企業が、継続して社用車を使用するために必要な準備を詳しく見ていきましょう。

### ✓ 安全運転管理者の選任

安全運転管理者制度とは、自動車を運転する従業員に対する安全運転教育や自動車の安全な運行を管理するために、道路交通法によって義務付けられた制度です。企業単位ではなく事業所単位での人選が必要となり、安全運転管理者の氏名を事業所の所属する地域の公安委員会に届ける必要があります。

#### 安全衛生管理者のしごと

- ・安全運転指導 ・運転者の適正等の把握 ・運行計画の作成
- ・交替運転者の配置 ・異常気象時等の措置
- ・点呼等の安全運転指示 ・運転日誌の備え付け
- ・酒気帯びの有無の確認及び記録の保存
- ・アルコール検知器の使用



- ・酒気帯びの有無の確認及び記録の保存(令和4年4月1日施行)
- ・アルコール検知器の使用(令和4年10月1日施行)

上記が改正により追加となりました。

## ✓ 記録保存のための準備

2022年4月1日より施行される義務化では、点呼と酒気帯び有無の確認を記録した内容を、日誌や電子的方法などに記録し、1年間保持しなければいけません。そのため、日々の記録内容をどのような方法で管理するかについても検討した上で準備を進めていく必要があります。

### アルコールチェック記録内容

1. 確認者名
2. 運転者
3. 運転者の業務に係る自動車登録番号  
又は識別できる記号、番号等
4. 確認の日時
5. 確認の方法
  1. アルコール検知器の使用の有無
  2. 対面でない場合は具体的方法
6. 酒気帯びの有無
7. 指示事項
8. その他必要な事項

【引用】警察庁「道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令等の施行に伴う安全運転管理者業務の拡充について(通達)」2021年11月10日  
<https://www.npa.go.jp/laws/notification/tuutatuanzenuntenkanri.pdf>.

## ✓ アルコール検知器の準備

2022年10月1日からは「アルコール検知器を常時有効に保持すること」が必須となります。これはつまり、正常に作動し、故障のない状態でアルコール検知器を保持する必要があるため、適切に使用・管理し、定期的なメンテナンスなども必要になってきます。

アルコール検知器は、国家公安委員会が定めるものでなければいけません。「国家公安委員会が定めるアルコール検知器」の定義は、呼気中のアルコールを検知して、酒気帯の有無を警告音、警告灯、数値などにより示す機能を有するものとなっています。

### <センサー方式の違いによるアルコール検知器の特徴>

|      | 半導体センサー方式                  | 電気化学式センサー方式                 |
|------|----------------------------|-----------------------------|
| 検知精度 | アルコール以外のガスに反応しやすい          | アルコール以外のガスに反応しにくい           |
| 測定時間 | 比較的短い                      | 比較的長い                       |
| 耐久性  | 比較的低い<br>(半年～1,000回)       | 比較的高い<br>(1年～20,000回)       |
| 価 格  | 比較的安い<br>(3,000～15,000円程度) | 比較的高い<br>(10,000～50,000円程度) |



据置型、持ち運び型など勤務体系に  
合わせた機器を選びましょう！





## アルコール測定結果の運用方法

アルコール検知器で測定した結果を保存・管理するには、紙上で行う管理方法とPC上で行う管理方法があり、購入するアルコールチェッカーによって管理方法が異なります。

| 管理方法 | 保存方法                              |
|------|-----------------------------------|
| 紙    | ドライバー本人が検知結果を報告、管理者が記録簿に記入        |
| PC   | 専用ソフトをインストールし、クラウド上に検知結果を保存、一括で管理 |

紙での管理は、低コストで導入できることがメリットとして挙げられますが、検知結果の保存ができず、全て記入して管理しなければならないため、ドライバーの報告・管理者の記入作業に時間を要するといった手間がデメリットです。

一方、PCでの管理は、検知結果がそのままPCに保存されるなどの機能があるものもあります。

さらに、検知データの紛失や記入間違いの心配はなく、管理に時間を割かなくていいということがメリットとして挙げられます。





## まとめ

ここまで義務化に向けた準備と企業責任についてお伝えしました。今回の法改正は適用範囲が広範囲かつ短期間での運用建付けが必要なため、業務負担を増やさないツールを活用し対策することが重要です。

| ドライバー目線        | 管理者目線           |
|----------------|-----------------|
| 誰でも簡単に使える      | データ管理/メンテナンスが簡単 |
| 事務所に戻らず直行直帰が可能 | 不正を防ぎやすい        |

ドライバーと管理者、それぞれの業務負担を軽減するツールとしてスマートフォン連動型の検知器があります。管理者のデータ管理を簡略化でき、時間や場所を問わずに点呼や酒気帯び確認が可能になることで、ドライバーに利用を徹底することができるだけでなく、検知したデータが自動的に記録されるため、管理者にとっても業務負担を増やすことなく運用できます。

価格や性能だけで判断しがちですが、「どのように管理したいか」という運用面もあわせて今後の飲酒運転対策として検討してみてください。





## グルメ

大阪といえば串カツ！！

皆さんは、どこの串カツがお好みですか？

今回はオススメの串カツ紹介します🍴

### 今回紹介するのは「ヨネヤ」

速い！旨い！安い！の三拍子。

揚げたてサクサクの串カツはどれもこれも美味しくてビールがすすみます🍻

串カツだけじゃなくサイドメニューも美味しいですよ～！

あとヨネヤといえば、「純ハイボール」！  
これも串カツととても合うので是非お試しあれ～！



立ち飲みでサクッといただけます♪

※梅田本店にはカウンター席有り



Yamaichi magazine Vol,13  
アルコールチェックの義務化

|     |                                                                                                                                                                                                                                                         |
|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 発行日 | 2022年5月18日                                                                                                                                                                                                                                              |
| 発行者 | 販売推進室                                                                                                                                                                                                                                                   |
| HP  | <div><p>← 株式会社ヤマイチテクノ公式HP</p></div> <div><p>← yamaichi magazine バックナンバー</p></div> |

※無断転載、複製はご遠慮ください。